

## **[事案 27-228] 遡及減額請求**

・平成 28 年 4 月 4 日 和解成立

### **<事案の概要>**

減額手続の遡及適用を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 5 月に終身保険を契約していたが、同 27 年 3 月、定年退職に伴い減額を行うため、募集人に何度も電話をかけたものの、募集人側の事情により連絡がつかず、2 ヶ月後によく連絡がついたので、3 月に遡及して減額してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の主張と募集人から聴取した内容は完全に一致するわけではなく、申立人から平成 27 年 3 月までに解約の意思表示がなされていたとは認められないので、申立人の請求に応じることができない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、答弁書の提出にあたって、申立人に対する募集人の対応状況等を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。